

## 「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」について

### ○目的

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき市町村が定める計画で、一般廃棄物（ごみ）の処理に関する基本的な考え方やそれを実現するために必要な目標や施策などを市民・事業者の皆様にお知らせするものです。

脱炭素社会に向けた取組み、SDGs（持続可能な開発目標）との整合、激甚化する自然災害や感染症に対するごみ処理の安定性・安全性の確保など、様々な課題に対応する必要があるため、既存施策の拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみの減量・再資源化の実現を目的として、令和4年度に新しい計画を策定しました。

### ○基本理念

みんなでつくり 未来へつなぐ 循環型社会  
～持続可能なまちづくりと脱炭素への貢献～

市民・事業者・市の3者が協力・連携して「循環型社会」の実現を目指し、未来の市民及び千葉市に良好な環境を引き継ぐことを計画の基本理念として位置付けます。

「循環型社会」の実現を目指すにあたり、「持続可能な社会」及び「脱炭素」への貢献を意識した取り組みを実践します。

### ○数値目標

2023（令和5）年度から2032（令和14）年度の10年間を計画期間とし、5年目の2027年（令和9）年度を中間目標年度、2032年度を最終目標年度としました。

